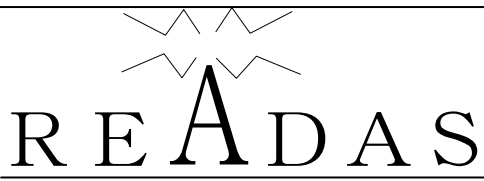


第 5474 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月25日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 消費税の損金算入時期

**Q**：調査があり、消費税が追徴になりました。税込経理ですが、この消費税はいつの損金になるのですか？

**A**：当期の損金に算入されます。

### 【解説】

消費税のような申告納税方式の税は、その申告書を提出した日の事業年度の損金に算入し、更正又は決定に係る税額については、その更正又は決定があった日の属する事業年度の損金に算入することとなっています。

ただし、その法人が、申告期限未到来の消費税等の額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度の損金の額に算入することも認められています。

したがって、通常の確定申告の場合は、未払金計上すれば、その確定申告をする期の事業年度の損金に、また、未払金計上しない場合は、申告書を提出する確定申告をする期の次の事業年度の損金に算入することになります。

しかしお尋ねのように調査で指摘され、修正申告をするような場合は、その消費税について、遡って未払金計上することはできませんので、修正申告書を提出した日の属する事業年度の損金に算入することしかできません。

これに対して、税抜き経理の場合は、本体金額だけを修正しますので、その期の金額だけを修正するだけで完了となり、このような損金算入時期の問題は出てきません。

